

日本応用情報学会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本学会は、日本応用情報学会と称する。

2 本学会の英語名をNippon Applied Information Societyと称する。

(事務所)

第2条 本学会は主たる事務所を京都府京都市左京区田中門前町7に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本学会は、コンピュータと情報を中心とした情報技術の応用に関する学術および技術の振興をはかり、セミナーの開催、学術ジャーナル・論文誌の刊行などの事業活動を通じて、会員相互協力と資質の向上を促進し、学術、教育ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 応用情報関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表
- (2) 応用情報技術の普及・実践
- (3) 情報関連技術の標準化の推進ならびに普及
- (4) 応用情報技術に関わる人材育成の推進
- (5) 国内外の応用情報関連学協会との連携
- (6) その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(構成員)

第5条 本学会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 本学会の事業範囲において特別の功績があり、理事会において推薦された個人
- (3) 学生会員 専修学校、短期大学、大学、大学院の在学生のうち、本学会の目的に賛同して入会した個人
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人

(入会)

- 第6条 本学会の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(会費)

- 第7条 会員は、本学会の運営に必要な費用に充てるため、毎年、次のように会費を納入しなければならない。
- (1) 正会員 15,000円
- (2) 名誉会員 なし
- (3) 学生会員 なし
- (4) 賛助会員 1口 50,000円(1口以上)

(任意退会)

- 第8条 会員は、本学会が定める退会届けを提出することにより、退会することができる。なお、退会にあたっては未納会費を支払わなければならない。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会において、理事の半数以上の議決により、当該会員を除名することができる。
- (1) 本学会の会則に違反したとき
- (2) 本学会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

- 第10条 前2条の場合(任意退会、除名)のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 死亡

(会員資格の喪失に伴う権利)

- 第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この学会に対する会員としての権利を失う。
- 2 本学会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の設定)

- 第12条 本学会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を会長，1名を事務局長とする。

(役員を選任等)

- 第13条 役員は，理事会において，これを選任する。
- 2 長，副会長および業務執行理事は，理事のうちから選定する。
 - 3 顧問理事は，業務執行理事のうちから5名以内を選定することができる。
 - 4 監事は，理事を兼ねることができない。
 - 5 役員に異動があったときは2週間以内に明記しなければならない。

(理事の職務・権限)

- 第14条 理事は，理事会を構成し，法令およびこの会則の定めるところにより，職務を執行する。
- 2 会長は，法令およびこの定款の定めるところにより，本学会を代表し，その業務を執行する。
 - 3 事務局長は，法令およびこの定款の定めるところにより，会長を補佐し，会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは，会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
 - 4 業務執行理事は，理事会において別に定めるところにより，本学会の業務を分担執行する。
 - 5 顧問理事は，会長を補佐する。
 - 6 会長，事務局長および業務執行理事は，6ヶ月に1回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第15条 監事は，理事の職務の執行，およびこの学会の業務ならびに財産の状況を監査し，法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は，理事および使用人に対して事業の報告を求め，本学会の業務および財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は，理事会に出席し，意見を述べることができる。
 - 4 監事は，理事が理事会に提出しようとする議案，書類その他法令で定めるものを調査し，法令およびこの会則に違反し，または著しく不当な事項があると認めるときは，その調査の結果を理事会に報告する。
 - 5 以上，各項のほか，監事は，監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期および解任)

- 第16条 役員（理事および監事）の任期は，2年とし，再任を妨げない。
- 2 役員は，理事会の決議により解任することができる。ただし，役員を解任する場合は，理事の半数以上の議決により行わなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は無報酬とする。ただし、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 理事会

(構成)

第18条 本学会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、必要と認める場合は、理事以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

第19条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

(2) 会則の制定ならびに変更または廃止

(3) 前各号に定めるもののほかこの学会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(種類および開催)

第20条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度2回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から一週間以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第21条 理事会は、法令およびこの会則に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した電子的書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、招集の手続き

を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第22条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第23条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ成立することができない。

(決議)

第24条 理事会の決議は、この会則に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第25条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第26条 役員が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長、事務局長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) 役員を選任
- (5) その他、本学会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

第5章 資産および会計

(事業年度)

第28条 本学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理・運用)

第29条 本学会の資産の管理・運用は、理事会が別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(収支予算および決算)

第30条 本学会の収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経て定め、決算は、毎事業年度終了後年度末財産目録とともに監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(会計原則)

第31条 この学会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第32条 この会則は、理事会において、理事の半数以上であって、理事会出席理事の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第33条 本学会は、理事会の決議、その他法令で定められた事由により解散することができる。

(剰余金の処分制限)

第34条 本学会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第7章 事務局および支部

(事務局)

第35条 本学会は会務を処理するため事務局をおく。
2 事務局に職員若干名を置き、会長が任免する。
3 事務局に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(支部)

第36条 本学会の地域における活動を促進する為、理事会の承認を得て支部を設けることができる。

第8章 情報公開

(帳簿および書類)

第37条 本学会は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿および書類を備え、また法令の定めにより保管しなければならない。

- (1) 会則
 - (2) 会員名簿および役員の名簿
 - (3) 第30条の書類
 - (4) 監査報告書
 - (5) 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (6) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - (7) 理事会の議事に関する書類
 - (8) その他法令で定める帳簿ならびに書類
- 2 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

(公告)

第38条 本学会の公告は、電子公告による。

第9章 補足

(委任)

第39条 この会則に定めるもののほか、本学会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

1. 本会則は2017年6月1日より実施する。